

～交通事故シラズの吉田町にしよう～

交通安全情報

発行：吉田町役場防災課 地域安全部門

電話：33-2134

令和7年5月発行

※静岡県警察から情報提供を受けております。

5月20日（火）は、自転車マナー向上 キャンペーン「指導強化の日」です！

目的 街頭指導活動を行い、交通安全意識を高揚させるとともに正しい交通ルールと自転車マナーの実践指導にあたり、交通事故の防止を図ることを目的にしています。

自転車は、楽しく・便利・快適な乗り物ですが、ご自身や歩行者、車の運転者のためにも、マナーに注意して乗りましょう！

皆さんは、
『自転車安全利用五則』
を知っていますか？

自転車安全利用五則とは、
自転車運転者が守らなければ
ならない5つの基本的な
交通ルールです。

**交通安全**

交通安全トラの巻

～安全をつなげて広げて 事故ゼロへ～

発行 静岡県 暮らし交通安全課
(電話 054-221-2104)

令和4年11月1日から

**「自転車安全利用五則」が
変わりました！！**



New
自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用 ※

※ ヘルメット着用は全年齢対象です。

自転車の
保険加入は
義務だよ！

